

## シリーズ：改憲なき「壊憲」報告

安倍政権下で立法改憲、解釈改憲、明文改憲と形を変えつつ法的な意味での改憲が進んでいる中、昨年11月、連続学習会の第1回目を、ピースデポの代表、湯浅一郎さんに自衛隊の実態と、米軍との関係で実質改憲がどのように進んでいるのかを話していただきました。

12月には第2回目を、この間精力的に国家安全保障基本法の問題を訴えている、自衛隊イラク訴訟差止め訴訟弁護団事務局長でもあった、川口弁護士にこの法案の問題点を改めて講演していただきました。以下、お二人のお話のダイジェストです。

### 第1回 湯浅一郎さん

#### 11月まで来ている自衛隊十米軍

今進んでいる自民党の改憲の動きは、自民党の改憲草案をもとに、天皇を元首にして主権在民を覆そつとしていることが目標にしている。特定秘密保護法もその延長上にあると指摘。また、オバマ政権下で「自国の国益を守る」という基本姿勢を維持しつつ進行する世界戦略の変化



と、日本の改憲の動きを話されました。すなわち、アメリカは、ブッシュ政権下で、アフガニスタン・イラクと二つの戦争を闘い、巨額の軍事支出と、リマンショックにより、財政悪化が進行し、軍事費も例外なく削減を余儀なくされている。そのため「単独行動主義」から「国際協調主義」に変化している。

そのことは、軍事同盟を結んでいる韓国や日本への負担増ということになる。また、台頭する中国を意識し、アジア太平洋地域と中東を戦略的な重要な地域とし、戦力を集中させるとしつつも、「二正面作戦」から「一正面作戦+抑止」能力へと変化している。能力的には、「潜水作戦能力、新型ステルス爆撃機の開発、ミサイル防衛の改良、宇宙の重要軍事施設の抗堪性(※1)、有効性の向上」を図っている。また、大規模な軍事基地を維持し「駐留」するのではなく、ローテーションをすることで軍事的なプレゼンスを維持することを目指している。しかし残念ながら、日本や韓国はお金を出してくるので「駐留」を維持している。一方で、「全政治的アプローチ」という言葉を使い外交を進め、軍事的な役割を低くしていくということも目指している。ここを大きくとらえて北東アジアをどうしていくのかという政治的アプローチが十分可能だ。

このようなアメリカの基本的な世界戦略の中で、昨年、2+2が開かれ「より力強い同盟とより大きな責任の共有に向けて」が共同発表され、その中に「日米防衛協力の指針」の改定を来年中に行うとある。それに対応する形で、安倍政権は国家安全保障

会議の設置や国家安全保障戦略の策定などいろいろなものが動いており、集団的自衛権の行使の見直し、防衛計画の大綱、秘密保護法などそういうものを総合的に一気に体制を作っていくというのが、今の政権の方向性だ。

#### 日米の軍事一体化の深化。海上自衛隊の動きから

1978年に旧ガイドラインが決まり、1980年には海上自衛隊がリムパック(環太平洋合同演習)に初めて参加した。これは、集団的自衛権の行使そのものだが、横須賀の小さな市民運動が問題にしていたけどほとんど問題にされることはなかった。演習の積み重ねにより、91年のペルシャ湾への掃海艇の派遣やカンボジアPKOなどで自衛隊が海外に出ていくことがすくべできるようになった。また、艦船の大型化や装備(機能)の強化が進み、洋上補給ができる補給艦を持つようになった。(空は小牧基地に空中給油機が配備された) 昨年は、米カリフォルニアで「ひゅうが」にオスプレイが着艦訓練をした。憲法9条を持ちながらこういった軍事行動に参加していることを止められなかった私たちの力不足だということも認識する必要がある。

自衛隊は30年間多国間の軍事演習を蓄積してきた。自衛隊は軍隊ではないというのは体制側から言えば非常に大きな壁だ。民衆の側が拒み続けてきた実績がある。そのせめぎ合いが続いてきた中で今があるという自覚を持つ必要がある。米の外交戦略の中でも「外交力」と言っているのだから注目する必要がある。具体的な9条を活かした活動も必要だ。



川口 創弁護士

―改めて国家安全保障法を問う―

集团的行使を可能にする国家安全保障法

(自民党安倍政権は)憲法をなきものとする方向に進んでいる。秘密保護法も、内閣法制局長官の交代もバックアップとしてあり、国家安全保障基本法は真打とされている。(対抗するには)9条の条文を守るという運動ではどうしようもない。国家安全保障基本法ができれば、明文改憲は必要ない。ここが正念場であり、来年が憲法を守るかどうか戦後の最大の正念場だ。しかし、悲観的になることはない。秘密保護法は通ったが、愛知でも東京でも大きな反対運動が起きた。私たちも負けてはいない。そのためには相手の戦略を知り、何をしなければならぬかを考える必要がある。

自民党の憲法草案は立憲主義も天賦人權論も否定している。「国家安全保障基本法」ができる  
と、憲法9条だけでなく、法律が憲法を変えるところで、他のことも何でもできてしまう。憲法の危機というより、社会、私たち人間の危機であるといえる。「憲法破壊基本法」

また「平和憲法破壊法」ともいえる。

(内閣法制局は)日本が法治国家になっていくところからある。近代国家の要だ。平和憲法の守護神ということではないが、行政の中で憲法をきちっと機能させるのが法制局としての役割。安倍政権は他の法律を犠牲にしても、国民生活を犠牲にしてまでも集团的自衛権行使容認をしたいということだ。

日比谷の集会では安倍政権打倒というようにエスカレートしている。まさに、安倍政権打倒をやらなといけないと思う。

### 条文の批判

#### 第3条3項

「国は、我が国の平和と安全を確保する上で必要な秘密が適切に保護されるよう、法律上・制度上必要な措置を講ずる。」

国家安全保障基本法の中に特定秘密保護法は組み込まれている。

#### 第4条 (国民の責務)

「国民は、国の安全保障施策に協力し、我が国の安全保障の確保に寄与し、もって平和で安定した国際社会の実現に努めるものとする。」

国防の義務が課せられている。国防政策に反するようなことをすると、逮捕されたり妨害されたりし、私たちの活動が制限される。

#### 第5条 (法制上の措置等)

「政府は、本法に定める施策を総合的に実施するために必要な法制上及び財政上の措置を講じなければ

ならない。」

国家安全保障会議設置法とか、集团的事態法とか国際平和協力法とか違憲の法律が出てくる。また、財政の措置で軍拡が進んでいく。

12月に出される新しい防衛計画大綱の中に自衛隊の人員・装備を継続的に大幅に拡充すると軍拡を明言している。中国と張り合って軍拡をしていくということ。世界では軍縮の方向に向かっているときに北東アジアの緊張を高めていくことになる。

#### 第8条 (自衛隊)

「外部からの軍事的手段による直接または間接の侵害その他の脅威に対し我が国を防衛するため、陸上・海上・航空自衛隊を保有する。」

無制限に自衛隊が活動できるようになる。これを入れておくことで、イラク戦争やアフガニスタン戦争では直接日本が侵害されたわけではないが、軍隊を出すということ。

#### 8条3項

「自衛隊は、第一項に規定するもののほか、必要に応じ公共の秩序の維持に当たるとともに(後略)」「公共の秩序というのは治安出動のこと。国会周辺のデモなどは公共の秩序に反しているということ。秩序維持のために自衛隊を出すということ。国内でも「活用」していくことだ。

#### 第10条

(前略)我が国が自衛権を行使する場合には、以下の事項を遵守しなければならない。

一 我が国、あるいは我が国と密接な関係にある他国

に対する、外部からの武力攻撃が発生した事態であること。]

「ここで集団的自衛権の行使を認めている。石破は軍事的な同盟を持っていないフィリピンやマレーシアなども入るといっている。これは中国との関係で言っている。フィリピンやベトナムなど中国と領土問題を抱えているところに向かあった場合、日本の自衛隊も出ていきますよということだ。中国にとっては日本の自衛隊は歴史認識の問題があるから別だ。二国間の領土問題に首を突っ込んでいくということをや、石破は言っている。」

## 第11条

「我が国が国際連合憲章上定められ、又は国際連合安全保障理事会で決議された等の、各種の安全保障措置等に参加する場合には、以下の事項に留意しなければならぬ。」

「又は」「等」をつけることで、安保理決議が取れなかったときでも、無制限に自衛隊を出せる。石破は政治判断だといっている。憲法の問題はなにか、国益上必要なら出すといっている。まさに9条は全くなぎに等しくなる。「集団的自衛権を可能にする」という枕詞はある意味正しいが不十分で、11条によつて集団的自衛権というロジックを使わなくても、例えば人道的介入でも自衛隊を出すことができ、無制限に自衛隊を海外に出すことに道を開くことになる。」

## 12条は、

「国は、我が国及び国際社会の平和と安全を確保す

るこの観点から、防衛に資する産業基盤の保持及び育成に配慮する。」

つまり軍事産業を育成するということ。守られるものは国家と軍事産業です。

2項 武器及びその技術等の輸出入は、我が国及び国際社会の平和と安全を確保するこの目的に資するよう行われなければならない。(後略)「

武器輸出三原則は捨てるということ。今まで憲法9条があることで、9条に沿った形で法規範が作られてきたが、それを全部捨てるということ。あとは軍事法廷ができるかどうかだ。

国家安全保障基本法の制定を、石破は時代が変わったから必要だといっている。しかし。1994年の4月13日に、防衛庁の検討チームが取りまとめた「国家安全保障基本法」についてという報告書の中に、

「安全保障基本法要綱草案」というのがある。内容はほぼ同じで、出自は防衛庁だということだ。

イラクでは65万人の市民が殺されたといわれ、アメリカ軍の兵士も4500人余りも亡くなっている。帰国した兵士の中で社会に適應できなくなった人たちがたくさんいる、そういう社会にしてみましたいいですか、ということが問われています。

イラク戦争に参戦した皆さんの兵士が亡くなったイギリスは今回シリアの軍事介入に対して議会が反対した。ちゃんとイラクの検証をしたからだ。日本はやっていない。イラク戦争についてどんなものだったのか国民もわかっていない。どんなひどいこと

がやられたのか知らなすぎる。今の戦争をリアルに伝えること、そこに自衛隊を出すのか、そこが今問われている。

平和主義の立場だけではなくて立憲主義の観点から改憲に賛成な憲法学者からも、ほかの法律は適正な手続きをするのに憲法だけ政府が勝手に変えるのはおかしいと、それでは法治国家ではないとの批判が出ています。まっとうな発言です。

これまでの平和憲法を守り活かす運動だけではなく幅広い裾野の人たちと連携しながら運動を作っていくことは可能だ。独裁国家になってしまいかねない。上程をさせないという運動をする。いろいろなところで反対をされていて、いざとなった時に結集するよつに根を作っておくというと思います。

湯浅さんのお話は、私たちが小牧基地にこだわりのこれまで活動してきた経験と重なります。カンボジアPKOから空の派兵拠点として機能し、空中給油機も配備されて、アメリカ軍との共同演習を繰り返しています。改めて、現場での闘いの大切さと、その蓄積によって今進んでいる懐憲の流れを止める手立てをどう作っていくのか、時間はあまりありませんが早急に作っていく必要を感じました。

(要約はネットの事務局で行いました。)

## ※1 抗堪性

航空基地やレーダーサイトなどの軍事施設が、敵の攻撃に耐えてその機能を維持する能力。